

安全運転管理者の選任届出に必要な書類

| | 書類 | 資格要件 | | |
|---|-------------------------------------|---|---|----------------------------|
| | | の上の 経験者 あり (安 全運 転管 理者) | の上の 経験者 なし (安 全運 転管 理者) | 左 記 以 外 の 方 |
| 1 | 安全運転管理者に関する届出書 (別記様式第9号) | 2通 | 2通 | 2通 |
| 2 | 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し | 1通 | 1通 | 1通 |
| 3 | 運転記録証明書(運転免許所持者のみ) | 1通 | 1通 | 1通 |
| 4 | 陳述書 | 1通 | 1通 | 1通 |
| 5 | 運転管理経歴証明書 (自動車の運転管理実務の経歴を証明するもの) | いずれか1通 | 1通 | |
| 6 | 安全運転管理者証の写し 又は副安全運転管理者証の写し | | | |
| 7 | 安全運転管理者認定書の写し 又は副安全運転管理者認定書の写し | | | |
| 8 | 資格認定申請書(別記様式第16号) | | | 1通 |

- 備考 1 運転管理経験には、安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験だけでなく、その補助者等、事業所で直接又は間接的に運転者を管理・指導した経験があれば、その経験年数を含みます。
- 2 「戸籍抄本」、「住民票の写し」は届出前6か月以内に作成されたもので、複写(コピー)は不可とします。ただし、警察行政手続サイトによる届出の場合はスキャナで読み取ったデータで構いません。
- 3 「運転記録証明書」は過去2年以上記録のもの(3年又は5年)で、選任前1か月以内に作成されたもの。自動車安全運転センターで発行しています。窓口での届出については、原本の提出の必要がありますが、警察行政手続サイトによる届出の場合はスキャナで読み取ったデータで構いません。
- 4 運転管理経験が2年以上で、過去に安全運転管理者、副安全運転管理者の経験がある方は、「運転管理経歴証明書」に代えて、過去に交付を受けた「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」、「安全運転管理者認定書」「副安全運転管理者認定書」の写しを提出することができます。
(令和4年1月4日以降は「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」は発行しません。)
- 5 「左記以外の方」とは、運転の管理経験が未満で、公安委員会の認定が必要な方のことです。